



2022.2.1 No.211 2・3月号

くらしの情報 とやま

MAKE TOYAMA STYLE

BEYOND CORONA, WITH US

トピックス P2 18歳・19歳の方が狙われます！

発行/富山県生活環境文化財部県民生活課 富山県消費生活センター <https://www.pref.toyama.jp/1731/kurashi/seikatsu/shouhiseikatsu/1731/index.html>

高級ブランド品を格安で販売するという大手百貨店のネット広告があり注文しました。その後、偽の通信販売サイトだとわかったのですが…。

相

談

先日、スマホのSNS上に、「大手百貨店の支店閉店セールで、15万円の海外高級ブランドバッグを格安2万円で販売する」という広告が表示され、代金引換で注文しました。

その後、百貨店の公式サイトを確認したところ、偽の通信販売サイトについて注意喚起されていました。私が注文した業者のサイトには百貨店の住所や電話番号等の記載が無く、偽通販サイトに注文したことに気づきました。どうすればよいのでしょうか…。(30代 女性)

回

答

ご相談のように、「SNS等で、百貨店の支店や免税店が閉店になること等を理由に、高級ブランド品を大幅な値引きで販売するという広告で、百貨店をかたる偽の通販サイトに誘導され商品を注文してしまった」という相談が寄せられています。実際に偽物の商品が届いたというケースもあります。偽通販サイトには百貨店のロゴマーク等が表示され、消費者は信用して商品を注文してしまいます。

支払い方法が「代金引換」しか選択できないことが多く、代金引換で宅配業者に代金を支払うと、後で商品が偽物だとわかって被害の回復が困難になります。

・相談者には、注文した業者にメール等でキャンセルを連絡し、万一商品が届いた場合は受取拒否するよう助言しました。

・百貨店が通販サイトで高級ブランド品を大幅な値引きで販売することは、通常はありません。

・百貨店のロゴマークや名称が掲載されたサイトでも偽通販サイトの可能性がありますので、商品を注文する前に販売サイトを隅々まで確認しましょう。



不審に思ったり、万一、トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)

注意喚起!

毎年100件以上発生 ～ストーブ、ファンヒーターの事故に注意!!～

ストーブ、ファンヒーターの事故が毎年100件以上(うち死亡事故10件以上)発生しています。

2016年度からの5年間にNITE(ナイト)に通知された製品事故情報では、ストーブ、ファンヒーターの事故は652件(石油タイプ307件、電気タイプ345件)あり、被害状況は死亡事故が69件(石油タイプ44件、電気タイプ25件)、出火による事故は576件発生しています。ストーブ、ファンヒーターの事故は、使用上の注意を確認し、事故を未然に防ぎましょう。

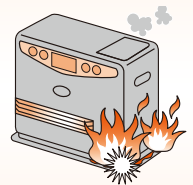
■ストーブ、ファンヒーターの事故事例

- ・電気ストーブの電源を入れたまま就寝したため、就寝中に布団が電気ストーブに接触し、布団が過熱して発火する事故が発生した。
- ・石油ストーブ内部に燃焼による多量のすすが付着し、空気が不足し、炎が逆流したことで堆積していたほこりが燃える事故が発生した。
- ・電気ストーブの電源プラグ側のコードプロテクター部に引っ張りや屈曲などのストレスが加わったり、芯線が断線して、短絡・スパークする事故が発生した。

■ストーブ、ファンヒーターの気を付けるポイント

- ・周囲に可燃物などを置かない。特に近くで衣類などを乾かさない。
- ・定期的に清掃を行い、ほこりやすすを取り除く。
- ・ガソリンを誤給油しないよう保管方法や保管場所に注意する。

- ・石油ファンヒーターのカートリッジタンクにガソリンを誤って給油したため、消火後再度点火しようとした際に、揮発したガソリンに引火する事故が発生した。
- ・使用者が石油ストーブを点火状態のまま給油したため、カートリッジタンクをストーブ本体に戻す際に灯油がこぼれ、こぼれた灯油が高温状態の燃焼部などにかかり、灯油が発火して火災に至る事故が発生した。



- ・暖房器具はつけたままにしない。石油ストーブなどは給油時に必ず消火する。
- ・電源コードを引っ張らない、折り曲げない。
- ・最新のリコール情報を入手する。

<https://www.recall.cea.go.jp/index.php>

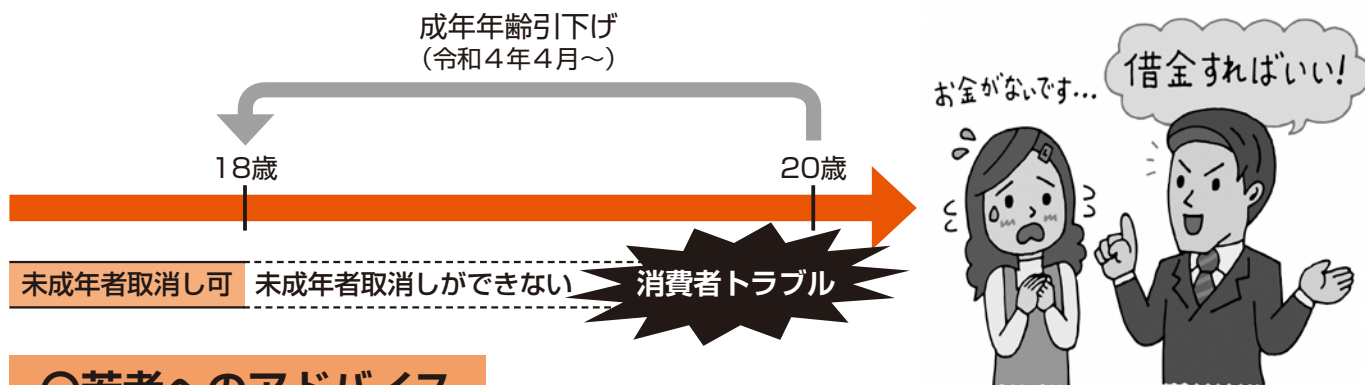
詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/data/000129562.pdf>

18歳・19歳の方が狙われます！

— 令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げ —

民法改正により、令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は高校生であっても未成年者取消権の行使ができなくなります。このことから、現在は未成年ですが、民法改正で新たに成年となる18歳・19歳の消費者トラブルの増加が懸念されています。



○若者へのアドバイス

- ・「簡単にもうかる」「損はしない」などのうまい話ほうのみにせず、契約をせかされたらきっぱり断りましょう
- ・日頃から若者に多いトラブルの情報収集に努めましょう
- ・「お金がない」と断ると、借金をするように勧められ、断り切れないケースも見られます。「契約しない」と明確に伝えましょう

➡・・・それでもトラブルにあったと感じた場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

○若者に多い消費者トラブルの事例

消費者トラブルに遭わないためには、若者に多い消費者トラブルの事例について事前に知っておくことが肝要です。若者の消費生活相談では、「金(かね)」と「美(び)」に関するトラブルやSNSをきっかけとしたトラブルが多い傾向にあります。

【事例1】美容医療サービスで雰囲気流されて契約

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mailmag/kmj-support173.html

【事例2】「稼げる」というSNS広告を見て

【若者向け注意喚起シリーズ<No.6>】SNSをきっかけとした消費者トラブルー広告の内容はしっかり確認！知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断を！ー

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211104_1.html



(出典：独立行政法人国民生活センター

https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/wakamono.html)

消費者問題に関する2021年の10大項目

国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談の特徴的なものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。

2021年は、新型コロナウイルス感染症をきっかけとした「ワクチン接種」や「おうち時間」に関連したトラブルがみられ、また、特定商取引法や預託法の改正が注目を集めました。

- ◆「優先接種」「予約代行」コロナワクチン関連の便乗詐欺発生
- ◆「おうち時間」でオンラインゲーム 子どものゲーム課金トラブル
- ◆成年年齢引き下げに向けた啓発活動が活発化
- ◆やけどや誤飲、窒息死亡事故も 繰り返される子どもの事故
- ◆高齢者の消費者トラブル 自宅売却や予期せぬ“サブスク”の請求も
- ◆被害回復へ初めての終結案件 消費者団体訴訟制度
- ◆特定商取引法・預託法改正

詐欺的な定期購入・送り付け商法への対策強化、販売預託取引が原則禁止に

- ◆消費者トラブルのグローバル化とともに 越境消費者相談スタートから10年
- ◆「消費生活相談のデジタル化」 検討はじまる
- ◆「訪日観光客消費者ホットライン」多言語サイト開設

詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページ (<http://www.kokusen.go.jp/>) をご覧ください。

ご存知ですか？消費者契約法 ～契約の無効編～

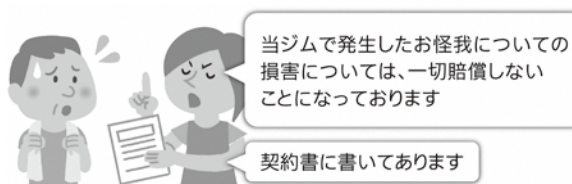
消費者の利益を不当に害する契約条項は、無効となります。

今回は不当条項の無効についてご紹介します。なお契約の取消しは、No.191、No.197に掲載しています。

事業者は責任を負わないとする条項

損害賠償責任の全部を免除する条項や、事業者の故意又は重過失による場合に損害賠償責任の一部を免除する条項は無効。

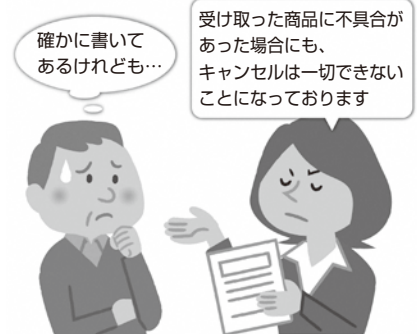
- 例** 「当ジムは、会員の施設利用に際し生じた傷害、盗難等の人的・物的ないかなる事故についても一切責任を負いません」とする条項。



消費者はどんな理由でもキャンセルできないとする条項

消費者の解除権を放棄させる条項は無効。

- 例** 「販売した商品については、いかなる理由があっても、ご契約後のキャンセル・返品はできません」とする条項。



平均的な損害の額を超えるキャンセル料条項

キャンセル料のうち、契約の解除に伴う平均的な損害額を超える部分や、遅延損害金につき年利14.6%を超える部分についての条項は無効。

- 例** 結婚式場等の契約において「契約後にキャンセルする場合には、以下の金額を解約料として申し受けます。実際に使用される日から1年以上前の場合：契約金額の80%」とする条項。



消費者の利益を一方向的に害する条項

任意規定の適用による場合と比べ消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反して消費者の利益を一方向的に害するものは無効。

- 例** 掃除機の購入時、注文していない健康食品が、商品の掃除機に同封されて自宅に届けられた場合に、消費者が健康食品を継続購入しない旨の電話をしない限り、健康食品を継続的に購入するとみなす旨の条項。



消費者庁リーフレット
「不当な契約は無効です！
—早わかり！消費者契約法—」より抜粋

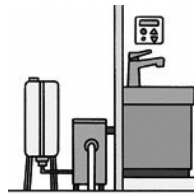
長期間の使用による製品事故を防ぎ、安全に使うために！

長期使用製品安全点検制度

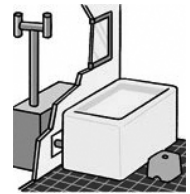
所有者にメーカーや輸入業者から点検時期を案内し、点検を受けて経年劣化による火災や死亡事故などの重大事故を防止するための制度です。

メーカーは、安全に使う目安となる設計上の「標準使用期間」を設けているので、所有者は所有者情報を登録しましょう。

◆対象製品



石油給湯機

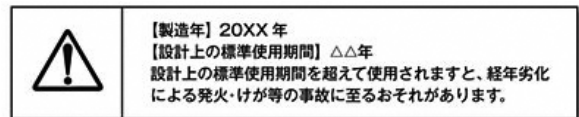


石油ふろがま

長期使用製品安全表示制度

消費者に長期使用時の注意喚起を促す表示を義務付け、経年劣化事故を防止する制度です。

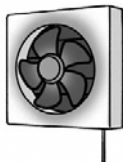
◆表示の例



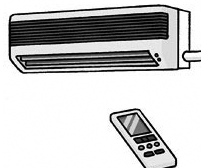
◆対象製品



扇風機



換気扇



エアコン



ブラウン管テレビ



2槽式洗濯機



全自動洗濯機

PSマークの表示

電気、ガス、消費生活用品に、国の技術基準に適合した製品安全（PS）マークの表示を義務付ける制度で、消費者はPSマークの確認により商品を安心して購入できます。

製品名	品目数	品目例	マーク
電気製品	457	LEDランプ、延長コード、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ等	PS E (diamond) PS E (circle)
ガス器具	8	ガス瞬間湯沸器、ガスストーブ、ガスこんろ、ガスふろがま等	PS TG (diamond) PS TG (circle)
LPガス製品	16	カートリッジガスこんろ、ガス栓、調整器、対震自動ガス遮断器、ガス漏れ警報器等	PS LPG (diamond) PS LPG (circle)
消費生活用製品	10	ライター、レーザーポインタ、乳幼児ベッド、石油ストーブ等	PS C (diamond) PS C (circle)

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター（CiCビル内）

- ☎076-443-2047
- 高岡市消費生活センター ☎0766-20-1522
- 魚津市 市民課 ☎0765-23-1003
- 氷見市 市民課 ☎0766-74-8010
- 滑川市 生活環境課 ☎076-475-2111 (内334)
- 黒部市消費生活センター ☎0765-54-3198
- 砺波市消費生活センター ☎0763-33-1153
- 小矢部市 生活環境課 ☎0766-67-1760 (内752)
- 南砺市消費生活センター ☎0763-23-2035
- 射水市消費生活センター ☎0766-52-7974
- 舟橋村 総務課 ☎076-464-1121 (内49)
- 上市町 町民課 ☎076-472-1111 (内103)
- 立山町 住民課 ☎076-462-9915
- 入善町 住民環境課 ☎0765-72-1824
- 朝日町 住民・子ども課 ☎0765-83-1100 (内137)
- 朝日町 社会福祉協議会 ☎0765-83-0576

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）
 消費生活相談 ☎076-432-9233
 消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252
 FAX076-431-2631

ホームページ [富山県消費生活センター](#)

【開所時間】

新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、当分の間、できるだけ電話相談のご利用をお願いします。
 午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）
 毎週火曜日は午前8時30分～午後7時（休日、年末年始を除く）

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市御旅屋町101（御旅屋セリオ5階）
 消費生活相談、消費者金融・多重債務相談
 ☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
 ☎076-432-5690 午前9時～午後3時

『しまった！』『困った！』『どうしよう！』そんな時は、まず相談

消費者ホットライン188（いやや！）

※最寄りの市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。
 （・相談できる時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。）
 （・電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元においておくと便利です。）



消費者庁 消費者ホットライン188
 イメージキャラクター イヤヤン